

別紙

鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金事務の取扱いに関する質疑応答

鳥取県子育て・人財局  
令和2年6月4日作成

1 補助対象経費の取扱いについて

(1) 住民税額が見直された場合の取扱い

問) 別表の2の欄の「(1) 都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、257,500円未満の世帯の児童生徒であること。」について、住民税の税額は毎年6月に前年の所得に応じて見直されることから、見直しの前後で補助対象の適否が異なる場合があると考えられるが、補助対象経費の取扱いはどのようなになるか。

答) 以下のとおり取り扱います。

- ・ 4月～6月に保護者等へ支給した経費  
→ 見直し前の住民税額により適否を判断。
- ・ 7月以降に保護者等へ支給した経費  
→ 見直し後の住民税額により適否を判断。

(2) 児童生徒が親と別居している場合の取扱い

問1) 要綱別表第2の欄(1)に「都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、257,500円未満の世帯であること。」とあるが、子が両親と別居しており、祖父母と同居している場合、都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額はどのように考えれば良いか。

答1) 保護者等(児童生徒の親権を行う者)の税額の合算額としてください。

問2) 要綱別表第2の欄に「事業実施市町村に住所を有すること」とあるが、保護者が事業実施市町村外に居住していてもよいか。

答2) よいです。子ども又は保護者等のいずれかが、事業実施市町村に住所を有していれば補助対象とします。

なお、子どもの居住する市町村と、保護者等の居住している市町村の両方で重複して補助対象経費として計上することのないよう、市町村間で調整をお願いします。